

# 栃木県競技力向上対策本部規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この本部は、栃木県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 対策本部は、本県の安定した高い競技力の確保及び恒久的なスポーツの振興を目指し、本県スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 対策本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技力向上対策の基本方針及び総合的な強化計画等に関すること。
- (2) 栃木県競技力向上基本計画に基づく事業に関すること。
- (3) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関すること。

## 第2章 組織

(構成)

第4条 対策本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 競技力向上に関係する機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

(役員)

第5条 対策本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選出)

第6条 本部長は、栃木県副知事（生活文化スポーツ部担当）をもって充てる。

2 副本部長は、委員のうちから本部長が委嘱する。

3 監事は、本部長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行（代理）する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。ただし、本部長が必要と認める委員等はその限りではない。

3 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

4 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 対策本部に次の会議を置く。

- (1) 本部会議
- (2) 強化対策委員会

(本部会議)

第10条 本部会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。

4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総合的な事業の推進に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 強化対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。
- (6) その他競技力の向上に関わる重要事項に関すること。

5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。なお、委員の代理人の出席をもって委員の出席とみなす。

6 本部会議に出席できない委員は、委任状により議決に加わることができる。

7 本部会議の議事は、出席委員（委任状により議決に加わった委員も含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

8 本部長は、必要があると認められるときは、委員に対し書面による議決を求め、これをもって本部会議の議決に代えることができる。

(強化対策委員会)

第11条 強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・審議する。

3 前項のほか、強化対策委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

### 第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

第12条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないときは、本部会議の審議事項について専決することができる。

- 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第13条 対策本部の事務を処理するため、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第14条 対策本部の経費は、栃木県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 対策本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部会議の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第16条 対策本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 対策本部の会計に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 第7章 解散

(解散)

第17条 対策本部は、本部会議の議決により解散する。

## 第8章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 対策本部の設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成27年3月31日までとする。

## 附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。